

日本物理教育学会編集委員会規程

2021年12月18日

規程 第1号

(設置)

第1条 日本物理教育学会理事会の下に、編集委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、日本物理教育学会の会誌「物理教育」（以下「会誌」という）の編集、発刊を通じ、会員の利益に供することを目的とする。

(職務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 編集幹事会を開催し、編集会議の準備を行う。
- (2) 編集会議を開催し、会誌に掲載する原稿の審議を行う。
- (3) その他、理事会が必要と認めた業務を遂行する。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副会長 1名
- (2) 編集理事 2名
- (3) 編集幹事 8名程度
- (4) 編集委員 14名程度

編集幹事は編集理事が任命する。各支部は編集委員1名を選出し、残りの編集委員は編集理事が任命する。

2 委員会は前1項の委員の他に、次の各号に掲げる者を委員会に参加させることができるものとする。

- (1) 編集幹事会が承認する者 若干名

(任期)

第5条 第4条1項第3号幹事および同1項第4号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、幹事または委員に欠員が生じた場合に選出された幹事や委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長および副委員長を置く。委員長は第4条1項第2号の編集理事から互選によって充てる。副委員長は、委員長でない編集理事が務める。

2 委員長は、編集会議を招集し、議長となるかまたは副委員長を議長に指名する。また、委員長は必要に応じ、委員会に書記、庶務、会計等の担当者を置き、これを委嘱できるものとする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。また、副委員長は、理事会との連携を担うものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて幹事、委員以外の者の出席を求め、編集幹事会や編集会議等で意見を聴くことができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て会長が定める。

(補則)

第9条 この規程に定めるものの他、委員会の運営等に関し必要な事項は、細則等により委員会がこれを定める。

附則

1 この規程は、2019年3月30日から施行する。

2 この規程は、2021年12月18日から施行する。